

病床機能報告（H27. 7. 1時点）について

▼圏域別病床機能報告の比較

（単位：床）

構想区域	時点	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答/ 休棟等	合計
宇摩	H26. 7. 1時点	10	586	86	526	36	1, 244
	H27. 7. 1時点	10	452	184	473	38	1, 157
	6年後(H27時点)	55	407	184	454	57	1, 157
	必要病床数	51	317	294	217	—	879
新居浜・西条	H26. 7. 1時点	10	1, 821	146	947	202	3, 126
	H27. 7. 1時点	44	1, 626	205	949	284	3, 108
	6年後(H27時点)	44	1, 719	287	899	159	3, 108
	必要病床数	196	826	677	648	—	2, 347
今治	H26. 7. 1時点	17	1, 432	255	674	0	2, 378
	H27. 7. 1時点	30	1, 372	256	687	31	2, 376
	6年後(H27時点)	30	1, 336	247	687	76	2, 376
	必要病床数	119	682	708	430	—	1, 939
松山	H26. 7. 1時点	2, 136	2, 859	895	3, 034	136	9, 060
	H27. 7. 1時点	2, 110	3, 034	941	2, 750	208	9, 043
	6年後(H27時点)	2, 149	2, 874	1, 122	2, 684	214	9, 043
	必要病床数	781	1, 995	2, 067	1, 836	—	6, 679
八幡浜・大洲	H26. 7. 1時点	0	927	203	602	97	1, 829
	H27. 7. 1時点	0	1, 052	198	717	0	1, 967
	6年後(H27時点)	0	1, 033	305	610	19	1, 967
	必要病床数	59	486	693	443	—	1, 681
宇和島	H26. 7. 1時点	20	1, 219	198	591	82	2, 110
	H27. 7. 1時点	20	1, 059	279	586	141	2, 085
	6年後(H27時点)	20	1, 046	310	586	123	2, 085
	必要病床数	120	418	454	305	—	1, 297
合計	H26. 7. 1時点	2, 193	8, 844	1, 783	6, 374	553	19, 747
	H27. 7. 1時点	2, 214	8, 595	2, 063	6, 162	702	19, 736
	6年後(H27時点)	2, 298	8, 415	2, 455	5, 920	648	19, 736
	必要病床数	1, 326	4, 724	4, 893	3, 879	—	14, 822

※厚生労働省における集計の結果、4機能以外をH26は無回答として、H27は休棟等としてまとめられている。

※医療機関の報告に基づく集計のため、合計で合わないことがある。

▼H27.7.1現在（許可病床ベース）

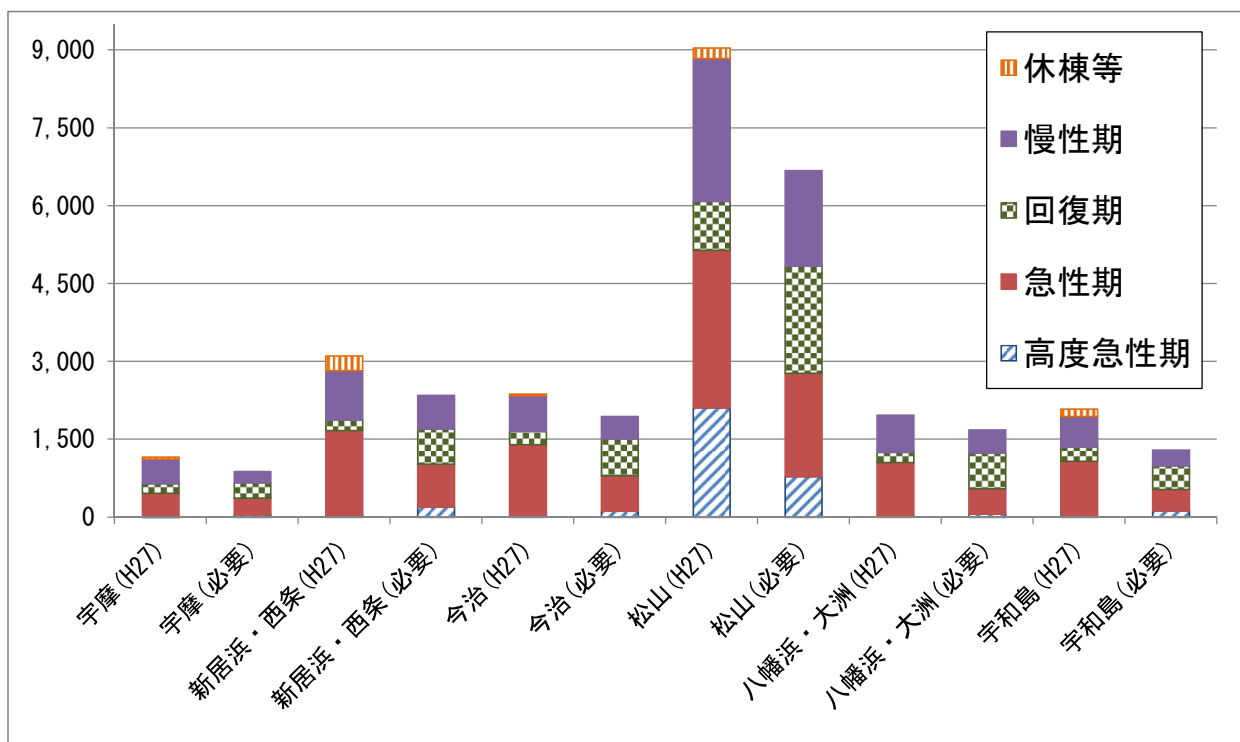
（単位：床）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
宇摩	10	452	184	473	38	1,157
新居浜・西条	44	1,626	205	949	284	3,108
今治	30	1,372	256	687	31	2,376
松山	2,110	3,034	941	2,750	208	9,043
八幡浜・大洲	0	1,052	198	717	0	1,967
宇和島	20	1,059	279	586	141	2,085
合計	2,214	8,595	2,063	6,162	702	19,736

▼必要病床数

（単位：床）

構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
宇摩	51	317	294	217	879
新居浜・西条	196	826	677	648	2,347
今治	119	682	708	430	1,939
松山	781	1,995	2,067	1,836	6,679
八幡浜・大洲	59	486	693	443	1,681
宇和島	120	418	454	305	1,297
合計	1,326	4,724	4,893	3,879	14,822



病床機能報告制度について

▼概要

- ・医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。
- ・医療法第30条の13に基づいて平成26年度から実施している制度。

▼対象となる医療機関

- ・各年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）。
- ・なお、許可病床として一般病床あるいは療養病床を有しているものの、休床中である医療機関、健診や治験、母体保護法にもとづく利用のみで診療報酬請求を行っていない医療機関も対象。

▼報告対象となる病棟の範囲

- 病院の場合
 - ・許可病床として一般病床・療養病床を有する病棟のみが対象。
 - ・病院の各病棟単位で報告。
- 有床診療所の場合
 - ・有床診療所は1病棟と考え、施設単位で報告。

▼報告内容

- ・各病棟の病床が担う医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）
- ・構造設備・人員配置等
- ・具体的な医療の内容（リハビリ、手術、全身麻酔等に係る件数 など）

▼報告の流れ

時期	内容
9月	事務局（厚生労働省委託業者）・都道府県から各医療機関に周知依頼
10月	各医療機関が回答
11月以降	事務局においてデータチェック 医療機関はデータの不備等を修正
12月以降	都道府県から未提出医療機関に対して督促
3月	事務局から都道府県にデータ送付

※医療機関からは、法律上、都道府県知事に報告することとなっているが、事務作業の効率化のため厚生労働省が委託する業者が報告を一括で取りまとめ、都道府県に結果を送付。

▼医療機能区分

医療機能の名称	医療機能の内容
<p>高度急性期機能</p>	<p>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能</p> <p>※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急入院料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・特定集中治療室管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院管理料
<p>急性期機能</p>	<p>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料
<p>回復期機能</p>	<p>○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</p> <p>○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料 ・回復期リハビリテーション病棟入院料
<p>慢性期機能</p>	<p>○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能</p> <p>○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊疾患入院医療管理料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患病棟入院料 （・地域包括ケア病棟入院料）

※主な改正の経緯

《H27 年度実施分》

- ・高度急性期における施設の例示を追加

《H28 年度実施分》

- ・特定入院料の例示を追加
- ・H28 診療報酬改定で電子レセプトへの病棟コードの記録が開始されたことに伴い、具体的な医療の内容に関する項目は病棟コードに基づき病棟単位で集計

医療法 (抜粋)

[病床機能報告制度]

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの (以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分 (以下「病床の機能区分」という。) に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める日 (次号において「基準日」という。) における病床の機能 (以下「基準日病床機能」という。)
 - 二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定 (以下「基準日後病床機能」という。)
 - 三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日後病床機能について変更が生じたと認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。